

J Aローンカード利用規定

1 取引方法

- (1) この取引は、組合本支店（所）のうち、いずれか1か店のみで開設できるものとします。
- (2) この取引による当座貸越は、J Aカードローンカード（以下「ローンカード」という。）の使用による現金自動預入支払機（以下「ATM」という。）からの引き出し、または自動融資に限定します。

2 自動融資

- (1) J Aカードローン利用申込書およびこの取引契約書により届け出た返済用貯金口座が口座振替出金等のため資金不足になったときは、貸越極度額の範囲内でその不足相当額をこのローン口座から自動的に出金します（以下「自動融資」という。）。この際、ローンカードの呈示、または、組合所定の請求書の提出は不要とします。ただし、返済用貯金口座の資金不足が以下の理由による場合は、自動融資の対象にはなりません。
 - ① 貯金の払戻し
 - ② 約定振替による貯金間等の振替
 - ③ 定例返済による場合
- (2) 自動融資によるローン口座からの出金は、返済用貯金口座に総合口座取引規定に基づく当座貸越契約がある場合には、組合は、この当座貸越の利用限度額を超えた金額について実行するものとします。
- (3) 返済用貯金口座に対して同日に数件の口座振替の請求があり、資金不足合計額が自動融資のできる額を超える時は、そのいずれの口座振替請求額相当分を自動融資するかは組合の任意とします。
- (4) 自動融資を行った後に、同日付で返済用貯金口座への入金または総合口座の貸越極度額の増額等がなされた場合であっても、組合は自動融資の取消しを行わないものとします。

3 貸越極度額

- (1) この取引による貸越極度額は、標記のお借入極度額とします。なお、組合がやむを得ないものと認めてこの極度額を超えて貸越を行った場合にもこの規定の各項が適用されるものとします。
- (2) 組合は前項にかかわらず、この取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、組合は変更後の貸越極度額および変更日等必要な事項を借主宛てに通知します。

4 取引期限

- (1) この取引による当座貸越の取引期限は、この契約締結の日から2年後の応当日の属する月の末日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日）とします。ただし、取引期限までに借主または組合の一方から期限を延長しない旨の申出がない場合には、さらに2年間延長されるものとし、満69歳まで（満70歳の誕生日の前日まで）は以後も同様とします。

- (2) 期限までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合には、次によることとします。
- ① 借主は、ローンカードを組合に返却します。
 - ② 借主は、期限の翌日以降ローンカードを使用した当座貸越は受けません。
 - ③ 貸越元利金はこの契約の各項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日にこの契約は当然解約されるものとします。
 - ④ 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

5 貸越金利息等

- (1) 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月5日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日）に組合が定める所定の利率・方法により計算し、貸越元金に組入れるものとします。
- (2) 利息の計算は平年・閏年に関係なく次の算式により行うものとします。
 $(\text{毎日の貸越最終残高の合計額}) \times \text{利率} \div 365$
- (3) 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し組合が定めたものを適用します。また、利率を変更した場合には、組合の店頭またはATM設置場所に掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。
- (4) 組合に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対する年14.5%（年365日の日割計算）の割合による損害金および組合の定める督促手数料を支払います。
- (5) 組合が一般に適用する所定の利率に比して借主に対し優遇の取扱いをされた場合には、組合はいつでもその優遇の取扱いを中止することができるものとします。

6 定例返済

- (1) 借主は、毎月5日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日）に前月5日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日）の前日の当座貸越残高に応じて次のとおり返済します。

約定返済日前日の貸越残高	約定返済額
1万円未満の場合	約定返済日現在の貸越残高
1万円以上の場合	1万円

(2) 自動引落とし

- ① 定例返済は自動引落としの方法によることとし、借主はこの取引契約書記載の返済用貯金口座に毎月返済日までに返済金相当額を預入しますから、組合は返済日に小切手または通帳および請求書なしで引落としのうえ、返済にあてます。ただし、返済用貯金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、組合はその一部返済にあてる取扱いはしないものとします。
- ② 万一預入が遅延した場合には、預入後いつでも組合は同様の取扱い

ができるものとしします。

- ③ 前項の手續においてほかに支払請求があつた場合または組合に対するほかの返済約定がある場合には、支払いまたは返済の順序については組合の任意としします。

7 任意返済

- (1) 定例返済のほか、借主は、随時に任意の金額を返済することができます。
- (2) 前項の任意返済は、県内組合のATMにより行うことができるほか、借主が直接組合の店頭へ申込む方法により行います。ATMによる場合、入金額が当座貸越残高相当額の範囲内であれば、全額貸越金の返済に充当しますが、当座貸越残高相当額を超える入金を取扱うことができません。

以 上

(2014.5.16 JAバンク島根)